社会貢献活動の支援に関する指針【改定素案】（概要）

序　指針の基本的事項

1　指針の性格

社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年制定）第8条に基づき、平成11年に策定。社会貢献活動の支援施策の基本的な方向を定め、県が施策を総合的、計画的に推進するための基本となるもの。市町村による活用と、関係機関・団体等による活動への関わりを期待

2　指針の策定経緯及び改定の趣旨

阪神・淡路大震災等を契機に、ボランティア・NPO活動を支援する制度が整備。本指針策定以降の人口減少・少子高齢化、担い手不足、働き方・ライフスタイルの変化、デジタル化等を踏まえ、多様な主体の参画と連携・協働により、活動が持続し、参加や支援が循環する環境づくりを進めるため改定

3　この指針における社会貢献活動の考え方

条例第2条に基づく、自発的かつ対価を得ない役務の提供等により、直接社会に貢献する活動やこれらを支援する活動を対象とする。寄付等も、目的や使途等に応じ条例の要件を満たす場合は含む。

公益性の高い有償事業、組織運営、専門人材・デジタル技術の活用等も、活動を支える環境・基盤整備として支援施策に位置づける。

4　指針の推進期間：令和9年度から令和18年度までの10年間

関連施策の進捗を毎年度確認し改善に活用。社会環境の変化等により必要に応じて指針見直し。

第1　社会貢献活動の現状と課題

1　現状

（1）社会貢献活動を取り巻く社会環境の変化

人口減少・少子高齢化、働き方・ライフスタイルの変化、デジタル化、東日本大震災津波等の経験と災害への備え、情報発信など、活動を取り巻く環境が変化

（2）社会貢献活動の広がりと担い手

福祉、子育て、環境、まちづくり、文化、スポーツ、災害支援等の幅広い分野で、県民、NPO、企業、大学、社会福祉法人等の多様な主体が活動に参画

（3）活動支援の現状

県、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、各支援拠点等が、情報提供、相談、研修、連携・協働、活動場所の提供、資金調達、運営基盤の強化、災害ボランティア活動等に関する支援を実施

（4）県民及び活動団体の意識・実態

県民　：関心があっても、時間的制約や情報不足等で参加につながりにくい。
活動団体：役員・スタッフの高齢化、後継者不足、運営基盤や連携・仲介機能の不足に課題意識

2　課題

- ①　活動への参加のきっかけや機会の充実
- ②　活動への理解及び共感の促進
- ③　担い手の確保
- ④　活動団体の運営基盤の強化
- ⑤　多様な主体の連携・協働の推進
- ⑥　災害時と平時をつなぐ連携体制の整備

第2　社会貢献活動の基本的な支援の方向

1　基本的な支援の方針

自主性の尊重、県と活動者・団体の対等な関係、活動の利益を受ける者の意思・人格の尊重を基本原則とし、活動したい人が活動でき、活動者・活動団体がより活動しやすい環境を整備

多様な主体の連携・協働により、活動が持続し、参加や支援が循環する環境づくりを進める。

2　活動環境の整備の方向

（1）参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

活動の意義・事例を発信し、多様な参加機会、情報、相談、学習・体験を充実



（2）理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

活動・成果の発信で理解と共感を広げ、参画や寄付を通じ、人材・資金・情報等が循環する環境を整備



（3）活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

支援拠点、相談・コーディネート、デジタル活用、交流・連携・協働、活動場所、人材、資金調達等に関する支援を充実



（4）災害時に備えた連携・支援体制づくり

東日本大震災津波等の経験・教訓を継承し、平時からの連携・支援体制を整備



第3　社会貢献活動の支援施策の展開方向

市町村・関係機関・団体等と連携・協働し、次の方向で社会貢献活動を支える環境を整備する。

1　参加のきっかけと機会を広げる環境づくり

（1）情報提供・ニーズ把握
（2）学習・活動体験
（3）多様な参加機会



2　理解と共感を広げ、社会に根付く環境づくり

（1）理解・共感の促進
（2）企業・社会福祉法人等の参画
（3）寄付の普及啓発
（4）損害補償制度の周知



3　活動基盤を強化し、連携・協働を広げる環境づくり

（1）支援拠点・中間支援機能
（2）相談・コーディネート
（3）情報共有・デジタル活用
（4）交流・連携・協働
（5）活動場所
（6）人材育成・活用
（7）資金調達・運営基盤の強化



4　災害時に備えた連携・支援体制づくり

（1）平時からの連携・受援体制
（2）災害ボランティアセンター運営支援
（3）知見継承・人材育成
（4）中長期の被災者支援
（5）情報共有・連絡調整



第4　社会貢献活動支援の推進体制

1　県の役割

・基本的・総合的な施策を推進し、市町村と連携・協力し、広域的な総合調整
・情報提供、理解・共感の促進、相談支援、人材育成、団体の運営基盤強化、連携・協働の促進、災害時の適切な支援・受援体制づくり等を通じ、社会貢献活動を支える環境を整備

2　市町村の役割

・地域の実情に応じ、情報提供、相談、活動場所の確保等の支援に努める。
・地域コミュニティとの平時からの関係づくりや、関係主体間の連携促進等が期待される。

3　関係機関・団体等に期待される役割

・社会福祉協議会、ボランティアセンター、中間支援組織等は、専門性や地域性を生かした支援が期待される。
・NPO、企業、大学、社会福祉法人等は、人材、専門性、情報、施設、資金等を生かした参画と相互の連携・協働が期待される。